

下川都市計画（下川町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針は、下川都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年（2030年）の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

下川都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	下 川 町	行政区域の一部	約 552 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は道北連携地域上川地域の北東部に位置し、行政区域の約90%は、恵まれた森林資源と豊かで美しい自然環境を有している。

基幹産業は林業及び農業であり、豊かな森林資源と名寄川流域に広がる肥沃な農地での農林業は地域経済に重要な役割を果たしてきたが、近年は、就業者の高齢化や後継者不足等により、厳しい状況となっている。

一方、下川町は、平成20年7月に、政府から低炭素社会への転換に向けた先駆的な取り組みにチャレンジする都市「環境モデル都市」として選定されたところであり、循環型森林経営を柱とする森林バイオマス産業の振興等に取り組んでいるところである。

また、平成23年12月には、豊富な森林資源を活用した森林共生型社会の構築を目指す「環境未来都市」に選定され、森林総合産業の構築（経済）、エネルギー自給と低炭素化（環境）、超高齢化対応社会の構築（社会）に取り組んでいるところである。

さらに、平成30年6月には、自治体によるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを展開する「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、「2030年における下川町のありたい姿（下川版SDGs）」を実現するため、

- ①みんなで挑戦しつづけるまち
- ②誰ひとり取り残されないまち
- ③人も資源もお金も循環・持続するまち
- ④みんなで思いやれる家族のようなまち
- ⑤引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生み出すまち
- ⑥世界から目標とされるまち
- ⑦子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち

上記の具体的7項目を設定し、まちづくりに取り組んでいるところである。

人口は依然として減少傾向が進んでいることから、快適な生活環境の整備や雇用機会の確保、地域間交流の促進により、移住者や若年世帯の定住促進の一層の充実が求められている。

市街地は本区域の中心である下川市街地と一の橋市街地の2地区に分かれているが、下川市街地は、用途地域の適正な配置や未利用地の有効活用により、快適な市街地環境の整備を促進することが必要であり、一の橋市街地については、コンパクトで快適な生活環境への改善等適切な土地利用を実現する必要がある。

また、冬の風物詩となった「アイスクャンドル」や観光資源である「万里長城」等を活用し、豊かな自然をいかした観光産業の振興が求められている。

本区域では、自然・産業・文化等を継承しつつ、優れた地域資源等を活用し、個性的で独自性のあるまちづくりを進めるため、「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を下川町の将来像とし、「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向け、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めることとしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、山村地域の特性である地域資源を最大限活用し、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少傾向を示し、停滞気味であった産業については森林バイオマス産業等により、徐々に活気を取りもどしつつあるが、これらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、旧JR下川駅と3・3・1号大通（国道239号）を中心に計画的に市街地整備が進められてきた。しかしながら、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失、工場跡地等の未利用地の発生等が課題となっており、中心市街地の機能の回復や都市機能の適切な配置が必要となっている。

このため本区域においては、人口の減少、少子高齢社会等、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトで機能的なまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、下川市街地の役場等公共施設が集積する地区や幹線道路沿道に配置し、生活利便性の向上や沿道環境との調和、住環境の保全が図られた住宅地を形成する。
- ・専用住宅地は、下川市街地の外縁部や3・3・1号大通（国道239号）の北側に配置し、周辺の自然環境や名寄川の河川空間と調和した良好な住環境を有する低

層の住宅地を形成する。

② 商業業務地

本区域の中心商業業務地は、3・3・1号大通（国道239号）と3・4・4号中央通（一般道道下川停車場線）の交差点を中心とする沿道に配置し、生活利便施設等の立地や市街地景観への配慮により、親しみの持てる商店街として、本区域における日常生活圏の維持を図る。

③ 工業・流通業務地

本区域の一般工業地は、下川市街地の西町地区の3・3・1号大通（国道239号）沿道並びに下川市街地の共栄町地区、南町地区及び緑町地区に配置し、豊富な森林資源を活用した木材・木製品工場の立地や、循環型森林経営、地域に密着する企業誘致並びに森林バイオマス産業の育成等、地域産業の振興に資する工業系土地利用の集積を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

南町地区の林業総合センター周辺の工業地については、住居系土地利用が進んでいることを踏まえ、住環境の保全に配慮するとともに、交流空間等の整備も進んでいることから、新たな地域産業に関する情報発信等を視野に入れた土地利用の見直しや景観の形成を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の住宅地のうち、道路等公共施設の整備水準が低い地区については、土地利用の動向や住民との協議等を踏まえ、公共施設等の整備を促進することにより、若年世帯の定住促進や高齢社会に対応した住環境の形成を図る。

② 都市内の緑地又はその風致の維持に関する方針

街の歴史を見守り続け、住民の歴史・文化意識の高揚を促す記念保護木である「はるにれ」は、市街地における歴史的風致を形成しており、今後ともその保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地周辺の豊富な農地については、環境保全のための緑地等公益的機能についても担っていることから、今後とも他の計画と調整を図りつつ、その維持保全を図る。

- ・地球温暖化問題が深刻化する中であって、森林バイオマスの果たす役割、その森林バイオマスを管理、利活用する山村の役割がますます重要であり、森林の利活用を推進し、産業創造による雇用機会創出と住民の快適な生活環境創出を結合させ、持続的・地域社会及び低炭素社会の形成を目指す。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない一の橋市街地等については、特定用途制限地域等を定めることにより、既存集落として、地域主体の地場産業創造と地域住民の快適な生活の安定及び活性化を図り、さらにエネルギー自給率を高める等、持続可能な生産活動と自然調和のとれた土地利用の誘導を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域上川地域の北東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内幹線道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・下川市街地と一の橋市街地の連携を図る道路網の形成を進める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	3.32 km/km ²	3.32 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・3・1号大通（国道239号）及び3・5・6号一の橋大通（国道239号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・3・2号桜ヶ丘通（主要道道下川愛別線）、3・4・3号南大通（一般道

道ペンケ下川停車場線)、3・4・4号中央通(一般道道下川停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

土地利用と河川及び下水道との整備計画との整合を図り、必要な治水対策を促進する。

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水対策を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で77.9%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の確保に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

下川公共下水道については、西町地区に下川浄化センターを配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

名寄川及び桑の沢川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や必要な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・下水道については、未整備地区の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・名寄川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備等に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地を取り囲むように広がる森林、天塩川水系の最上流部に位置する市街地の北側を流れる名寄川及び南側を流れる桑の沢川の河川空間を骨格としている。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各

系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる公園や緑地として、桜ヶ丘公園、安原公園及び末広ファミリーパークの適正な配置、整備を図る。

b レクリエーション系統

日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場として、安原公園を配置し、整備するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、名寄川緑地公園及び桜ヶ丘公園を配置し、整備を図る。

c 防災系統

地震及び火災等の災害時における避難地及び防災拠点として、桜ヶ丘公園を配置し、整備を図る。

d 景観構成系統

自然性に富んだ緑地、風致の維持及び良好な景観形成に資する緑地の保全として、安原公園、末広ファミリーパーク及び桜ヶ丘公園の配置、整備を図る。

e その他の系統

名寄川及び桑の沢川の自然的環境と一体的に緑豊かで潤いのある土地として、名寄川緑地公園及び桜ヶ丘公園を整備、保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地を適正に配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、北海道の定める「北海道みどりの基本方針」等を参考に都市施設の配置、見直しを検討する。